

交野市環境基本計画推進会議会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「交野市環境基本計画推進会議」（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、交野市環境基本計画（以下「計画」という。）に基づき、市民、事業者及び行政が協働して、計画の総合ビジョン「市民一人ひとりが輝く『みんなのかたの』は美しく・やさしく・たのしい環境のまち」を目指して活動を行うことにより、持続可能な社会を構築することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、市民、事業者及び行政が協働して次に掲げる活動を進める。

- (1) 計画に定めるプロジェクトの推進及び進行管理
- (2) 前号に必要な学習・啓発・広報活動
- (3) 市内外の関係団体との交流
- (4) その他、目的達成に必要な活動

第2章 会員

(会員)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同して会員となる市民、市民団体、事業者及び行政機関をもって構成する。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員として入会するものは、入会申込書を本会の代表に提出するものとする。

2 会員が、本会を退会するときは、退会届を本会の代表に提出するものとする。なお、会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとする。

- (1) 会員本人が死亡、又は会員である団体等が消滅したとき
- (2) 会費を納入期限までに納入しないとき

第3章 組織と機関

(機関)

第6条 本会に総会、運営委員会及び部会を置く。

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 3名
- (3) 会計 2名
- (4) 運営委員 20名以内
- (5) 監事 2名

- 2 代表、副代表及び会計は、運営委員の中から互選により選出する。
- 3 運営委員は、会員の中から選出し、総会が承認する。
- 4 監事は、運営委員会の推薦に基づき選出し、総会が承認する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 役員は、任期満了後、後任者が選任されるまでの間、その職務を行うこととする。
- 3 役員が任期途中で交代したとき、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 代表は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のあるときはこれを代行する。
- 3 会計は、本会の会計に関する会務を担当し、決算を総会に報告する。
- 4 運営委員は、運営委員会を構成する。
- 5 監事は、本会の事務、事業及び会計について監査する。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

第4章 総会

(総会)

第11条 総会は、会員で構成する本会の最高意思決定機関とし、定期総会と臨時総会とする。

(総会開催)

第12条 定期総会は、第18条に定める年度の終了後2ヶ月以内に代表が招集する。

- 2 臨時総会は、必要に応じて開催する。
- 3 総会の議長は出席した会員の中から選任する。議長は、書記を任命する。

(総会任務)

第13条 総会は、次の事項について議決・承認する。

- (1) 活動計画及び予算に関する事項
- (2) 活動報告及び決算並びに監査報告に関する事項
- (3) 役員選任(任期途中の交代に伴う後任者の選任を除く)及び解任に関する事項
- (4) 会費に関する事項
- (5) 会則の改廃に関する事項
- (6) その他、運営委員会の議事を経て付議された審議事項

- 2 総会における議決権は、会員が個人又は団体に関らず各一票を有するものとする。
- 3 総会は、会員の2分の1以上の(委任状含む)出席によって成立する。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数の場合、議長が決するものとする。

(代表専決事項)

第14条 代表は、総会において当該年度の予算が決定する前に、事務又は事業の性質上必要があると認めるときは、運営委員会の決定に基づき、予算を執行できるものとする。この場合において代表は、次の総会において執行状況を報告するものとする。

第5章 運営委員会

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、第7条で定める監事を除く役員で構成し、第2条の目的に基づき必要な事業を推進するため、総会の下に設置する。

2 運営委員会は、代表が必要に応じ召集し、議長となり、2分の1以上の出席で成立する。

(運営委員会の任務)

第16条 運営委員会は、次の事項について協議・決定する。

- (1) 予算の執行及び管理に関すること
- (2) 本会の全体事業の企画及び運営に関すること
- (3) 部会間の調整に関すること
- (4) プロジェクトの進行状況の把握に関すること
- (5) 役員の任期途中の交代に伴う後任者の選任に関すること
- (6) その他本会の事業の推進に関すること

2 運営委員会の議事は、出席した役員の過半数をもって決する。

第6章 部会

(部会)

第17条 計画のプロジェクトを推進するため部会を設ける。

2 部会へは、会員外の参加を認め、複数のプロジェクトで活動することができる。

3 部会の設置及び統廃合については、第2条の目的に基づき、運営委員会で協議し、承認を得るものとする。

4 部会は、各プロジェクトの活動を調整するとともに、その進捗状況を運営委員会に報告する。

第7章 運営

(活動計画及び会計)

第18条 本会の活動計画及び会計に関する年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(予算及び決算)

第19条 各年度の予算は、運営委員会で審議し、総会の承認を得なければならない。

2 各年度の決算は会計が行い、会計監査を経て運営委員会に報告した後、総会の承認を得なければならない。

3 本会の資産の管理及び収支の責任は会計があたり、役員はその連帯責任を負う。

(会費)

第20条 会員は、次に定める年会費を納入するものとする。

- | | | |
|----------------|----|--------------|
| (1) 市民（個人会員） | 1口 | 1,000円/年 |
| | | (但し、学生は500円) |
| (2) 市民団体（団体会員） | 1口 | 2,000円/年 |
| (3) 事業者（事業者会員） | 1口 | 5,000円/年 |

2 10月1日以降に入会した場合は、年会費を2分の1とする。

3 退会した場合、その年会費は返却しない。

(経費)

第21条 本会の経費は、会費、寄付金、補助金、交付金及びその他の収入をもって充てる。

(事務局)

第22条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本会の事務局に関する必要な事項は、運営委員会において別に定める。

3 本会の事務局は、運営委員会の定めるところに置く。

(その他)

第23条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、代表が運営委員会に諮って定めることができる。

附 則

1 この会則は、本会の設立により制定し、平成24年11月25日から施行する。

2 設立当初の活動計画及び会計に関する年度は、第18条の規定に関わらず、設立の日から平成26年3月31日までとする。